

# ケアマネ かわら版

2018年  
12月号

Vol.57

松江地域介護支援専門員協会

事務局：〒690-0044  
松江市浜乃木2丁目15-32  
ゆめ福居宅介護支援事業所(内)  
TEL(0852)61-6900  
FAX(0852)61-6902  
E-mail:matsue-cm-kyoukai@marufuku.co.jp

## 松江地域介護支援専門員協会・松江圏域老人福祉協議会合同研修会 施設ケアマネ&生活相談員 研修会

特別養護老人ホーム 明翔苑 村上 恭 枝

平成30年8月22日いきいきプラザにおいて、松江地域介護支援専門員協会・松江圏域老人福祉協議会合同研修「施設ケアマネ&相談員 研修会」を行いました。

対象者は、特養・老健・療養型・グループホーム・ケアハウス・軽費、有料老人ホーム、高齢者向け賃貸住宅等々のケアマネージャー又は生活相談員で、38名の参加がありました。松江保健所所長 村下 伯氏を講師にお迎えし「地域包括ケアシステム構築に向けての施設の役割」について、ご講演していただき、松江市在宅医療・介護連携支援センター 角 知子氏からは、急性期病棟退院の受け入れ対応について情報提供をしていただきました。

グループワークで、本日の講義や情報を受けて感じたこととして、

◎村下先生のお話は、現実をしっかり伝えて下さり、大変よく分かり今後の展開の参考になりました。また、実際に活用しておりその根拠が今回わかり勉強になりました。包括システムは何回も耳にしていることですが、この度の話で以前より具体的にどう進めていけばいいのか明確になりました。その方の住んでおられる地域に出来るだけ長く住み続けられるよう連携機関を中心にまずは実際にアクションを起こしてみようと思います。

◎講演では、制度の事等知らないことが沢山あり、勉強になりました。医療との連携では、病院との入退院時や方向性についてのやりとりをする中で、連携不足で困るこ

とが多々あります。お互いの事情を知ることや、早めの情報提供することでスムーズにやりとりが行なえ、利用者様にとっても良いケアにつながると思いました。

◎角さんの温かい語り口や病院・施設の連携とリレーのたすき渡しに例えられ、ほっこりしました。「在宅医療・介護連携支援センター」を初めて知りました。等のご感想をいただきました。

その他、施設間、事業所での悩み。施設ケアマネ、生活相談員の業務等、意見交換も行いました。このような研修の機会は少なく、悩みの共有・業務の違い・プランに関するアドバイス等、意見交換ができて有意義な時間となりました。施設ケアマネ・相談員が疑問に思っている事、知りたいことが詰まった内容の研修だったと思います。また、「是非、2回目を」という声もありました。



松江保健所所長の村下氏より大変分かりやすい講演をしていただきました

社会福祉法人 松江青雲会



ケアハウス 回生館  
〒690-1103  
松江市新庄町1174  
TEL 0852-34-9090 担当:横塚  
FAX 0852-34-1900

小規模多機能型居宅介護  
ひびすくす  
〒690-0859  
松江市国屋町156-1  
TEL 0852-61-8739 担当:小澤  
FAX 0852-61-8740

# ケアショップ やまさと

福祉用具の  
レンタル  
販売  
住宅改修



有限会社 山本梱包 福祉サービス事業部  
〒690-0021 松江市矢田町36-1  
TEL 0852-24-3563 FAX 0852-69-2096

# 身寄りのない方の支援と日常生活自立支援事業について

松江市社会福祉協議会 生活支援課 小須賀 昭 雄

松江市社会福祉協議会ではこれまで相談支援の中で様々な相談を受けてきました。少子高齢化や地縁血縁の希薄化、家族形態の変化等、環境の変化により身寄りのない、あるいは親族から支援を受けることができない事情を抱えられた方の存在が浮かび上がってきました。そのような方の中にはご自身の将来について不安を感じ生活をされておられます。実際に身寄りのない、あるいは親族からの支援を受けることができない方が松江市内にどのくらいおられるのか、また、どのように支援されてきたのか実態把握の必要性を感じ、この度、松江市社会福祉協議会で各支援機関や入所施設等へアンケートを実施いたしました。197事業所へお送りし115件(1事業所から複数回答あり)の回答を頂きました。結果がまとまりましたのでご報告させていただきます。

## ●対象の方がおられますか？

- ①身寄りのない独居の方…………… 44人
- ②親族はいるが支援が受けられない方…… 131人

## ●どのような支援があると良いですか？

最も回答が多かったのは「緊急連絡先」で、次に医療機関への入院時や施設での「医療行為の同意」、「入院先(施設)の身元保証」、ご本人が亡くなられた時の「遺体・遺品の引き取り」、「死亡時の法的な手続き」について支援を求めている意見が多くありました。

## ●どのように対応されておられますか？

成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用に加え、ケアマネジャーや障がい相談員、施設の相談員でなんとか対応されていますが、緊急時の対応等について時に負担が大きいことがわかりました。

知人や親せきに協力依頼をし、つながる場合もありますが、困った時の相談先としては行政や包括があげられています。ただ、身元保証人がないと受け入れていない施設があることもわかりました。

ご協力いただきました皆様へお礼を申し上げます。

また、判断能力が不十分もしくは全くない場合に利用できる制度として、成年後見制度と日常生活自立支援事業がありますが、違いが分かりにくいとお声を頂くことがあります。そこで下記のとおり「比較の表」を掲載させていただきました。

	成年後見制度	日常生活自立支援事業
所 轄 庁	法務省	厚生労働省
法 律	民法	社会福祉法
対 象	判断能力の低下した方	判断能力の不十分な方(契約できる程度)
援 助 者	成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人	社会福祉協議会(専門員、生活支援員)
申込手続	本人、配偶者、四親等以内の親族、市町村長などが家庭裁判所へ申立	本人・関係者等が市町村社会福祉協議会へ申込み
申 込 時 の 費 用	申立者負担	無料
利 用 時 の 費 用	本人の収入に応じた負担(家庭裁判所が決定)	本人負担
内 容	重要な法律行為(財産管理を通じて)	日常的な法律行為と事実行為
代 理 権	あり(保佐・補助の場合、申立が必要)	福祉サービスの契約、日常的な金銭管理のみ
監 督 機 関	家庭裁判所、後見監督人、任意後見監督人	県社会福祉協議会 県運営適正化委員会 (運営監視合議体)

※ケアマネジャーの皆様が支援のなかで、どちらへつなげたいのか?など迷われた場合には地域包括支援センターへご相談ください。

松江市社会福祉協議会としても市民後見人の育成や成年後見制度の周知・啓発に取り組んでいるところです。来年2月10日(日)13:30~15:00松江市総合福祉センターで「ご存知ですか?成年後見制度」として法テラス島根法律事務所 弁護士 澤田博和氏の講演会を予定しています。とても分かりやすい内容ですのでご興味のある方は是非ご参加ください。

## ◇日常生活自立支援事業とは

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者などの判断能力が不十分な方々が、できる限り地域で安心して自立した生活が送れるよう、日常的なお手伝い(福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービス等)を行う事業です。

### \* 事例を紹介します \*

#### 事例1)

#### ヘルパー週3回、デイサービス週2回、訪問看護週1回利用で在宅の独居高齢者のケース

退院後、在宅支援する中で、電気が止まる、現金を紛失する等、認知面の低下がみられ金銭管理が必要ではないかと居宅支援事業所(CMさん)から社協へ日常生活自立支援事業の相談がありました。関係機関にこれまでの経緯や状況等確認し、日常生活自立支援事業に繋がった事例です。

現在、月2回生活支援員さんが銀行から払出をして公共料金等の支払いを行い、自宅で生活費をお渡しし、利用者さんとお話しをしながら利用者さんのご様子、生活状況の変化、困りごと等を伺うことで安定した生活ができるよう支援中です。

#### 現在の関係機関:

居宅支援事業所、市生活福祉課、ヘルパー事業所、デイサービス事業所、訪問看護事業所、包括支援センター、社協生活支援課(日常生活自立支援事業)

#### 事例2)

#### ヘルパー週3回、デイサービス週3回、訪問看護週1回利用で在宅の独居高齢者のケース

自宅で倒れ救急搬送され病院へ入院となり、病院の相談員から認知能力の低下がみられると社協へ日常生活自立支援事業の相談がありました。家族状況や入院前の生活状況等をよく知っているCMさんに確認し日常生活自立支援事業に繋がった事例です。

退院後は、在宅生活が難しい状況となり施設入所が決定したので、施設での支援となりました。

#### 現在の関係機関:

居宅支援事業所、病院の相談員、市生活福祉課、施設職員、社協生活支援課(日常生活自立支援事業)



## ◇広報部より

お忙しい中情報提供いただいた、松江市社会福祉協議会の小須賀様と日常生活自立支援事業担当の福庭様、本当にありがとうございました。今回の情報を今後の支援にしっかり役立てていきたいと感じています。

<p>福祉用具・介護用品の店</p> <h1>げんき堂</h1>  <p>本店 〒692-0011 安来市安来町 1083 ☎0854-22-3652 FAX 0854-22-4222 松江店 〒690-0012 松江市古志原3-7-31 ☎0852-28-6041 FAX 0852-28-6045</p>	<p>働くあなたを支援! 困ったときのお手伝いサービス</p>  <p>お洗濯代行サービス</p> <p>在宅・病院 介護施設</p> <p>ご自宅・病院・介護施設へ取りに伺います! まずはお電話ください! ☎0120-137-656</p> <p>アイカム株式会社 松江市東長江町902-53</p>
---	---

## 三年未満ケアマネ研修会 ～家族支援を考える～

平成30年9月21日(金)第2回ブロック連絡会『三年未満ケアマネ研修会』が総合福祉センターにて開催されました。毎年、包括支援センター主催のブロック連絡会に三年未満ケアマネ研修会が企画され、今年もケアマネ協会役員が企画から参加しました。

今回は「家族支援」をテーマに、経験の少ないケアマネ同士が交流し仲間づくりができることを目的としました。事例を通して個人ワーク、グループワークを深める中で、それぞれに気付きを持ち帰ることができたようです。

### (参加者からの感想)

- 他のケアマネさんの視点を知ること、自分になかった視点に気付くことができた
- サービスの提案が先行してしまいそうだが、それより本人、家族の気持ちを確認することが改めて大切だと気付くことができた 等

～自分の意見が出せること、  
他の意見に耳を傾けられること～

今回の研修を通して、たくさんの学びを得てその後のケアマネジメントに活かしてくれていること期待します。



## 第6回 行政とケアマネ協会との意見交換会

制度調査部 稲田 政雄

8月31日に第6回行政とケアマネ協会との意見交換会が開催され、ケアマネ協会から役員19名が参加しました。松江市からは、介護保険課、健康政策課から12名の参加を頂きました。この意見交換会の実施に至っては、市内のケアマネジャーに日頃の業務で困っていることについてアンケートを実施させてもらいました。皆さんから頂いた意見はケアマネ協会が集計をして、結果を行政に報告し議題を絞り込んだ後、会に臨みました。今回の議題は、

「人材不足」「要介護認定」「居宅届」「生活保護」などです。1時間という短い時間で十分な意見交換が出来なかったのではないかと反省は残りました。ですがケアマネ協会としてケアマネジャーが働きやすい環境を作るために、出来る限り行政に現状を報告し、意見交換を行うことが出来たと思います。

行政とケアマネジャーでは、立場の違いはありますが、同じ高齢者福祉を推進していく仲間だと思います。今回で6回目となる意見交換会ですが、行政との連携はとても重要です。来年度も更により意見交換会が出来るよう努力していきます。尚、今回の意見交換会の議事録とアンケートの結果は、ケアマネ協会のホームページ「おしらせ」にアップしてありますので、ご覧いただければ幸いです。



## 第5回 松江赤十字病院・ケアマネ合同研修会へ参加して

松江赤十字病院でMSWをしているYです。

松江赤十字病院・ケアマネ合同研修会への参加は今回で3度目となりますが、年々参加者が増えており、この度10月23日に当院で開催された研修会は院内外より総勢150名程度の参加がありました。

このたび当院は入退院支援センターを設置し、入院前から早期に患者様の支援が行えるよう体制を強化しました。機能分化により在院日数が短くなってきている中で患者様が在宅や施設でどう生活をしていくのか病院側が十分なアセスメントをすることは容易ではなくなってきています。また、入院中に大きく患者様のADLや医療面が異なるとケアマネジャーも戸惑い、生活のイメージがしづらくなってしまっているように感じています。そのため、早期から病院とケアマネ



ジャーが密な連携・情報共有を行うことで患者様の気がかりが減り、安心した退院に繋がるのだとこの研修会にて再認識しました。

グループワークでは、事例をもとに普段話することができないような基本情報提供書の中身についても、どのような事項を書いて欲しいか・どのように書くとイメージが伝わるかなど具体的な内容についても深めることができました。また、普段話することができない方々と話すことができ、次にお話する時にとても話がしやすくなるなど「顔の見える連携」の必要性を実感しました。

ご迷惑をおかけすることも多々あると思いますが、今後も連携し、患者様の安心した退院支援に繋げることができればと思います。

特定施設入居者生活介護  
塩見繩手 醫 KUSUSHI

〒690-0888 松江市北堀町14 医療法人社団 回春会  
TEL 0852-25-1100 FAX 0852-25-1117 担当:大屋・福田

ukou Group 福祉用具レンタル・販売・住宅改修  
フィット アップ  
Fit up

介護保険事業者番号: 3270103058  
株式会社かすみコーポレーション フィットアップ  
〒690-2103 島根県松江市八雲町西岩坂329番地1  
TEL(0852)67-3323 FAX(0852)67-6390

株式会社 原商  
スマイルケア

福祉用具のレンタル・販売・住宅改修

宍道事業所 松江市事業所  
松江市宍道町白石81-10 松江市学園1丁目9-3  
TEL 0852-66-3900 TEL 0852-32-0294

介護タクシー  
ほのか

病院や施設、お買い物の送迎に御電話お待ちしております。

〒699-0203 島根県松江市玉湯町布志名637-96  
TEL 0852-62-2206 FAX 0852-62-2306

## 松江ケアマネ協会 サ高住あり方検討部会発足のお知らせ

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、その多様なニーズに対応した住まいの確保が不可欠です。

こうしたなか、受け皿としての整備が進み、松江市でも1000戸を超えるサービス付き高齢者向け住宅が出来ている現状があります。高齢者の住まいとしての重要な役割を担う一方で、短期間に急激に増加している事等、様々な課題も指摘されているところです。

松江ケアマネ協会では、今年度より『松江ケアマネ協会サ高住あり方検討部会』を立ち上げ、サービス付き高齢者向け住宅入居者のケアマネジメントの現状や課題を明らかにし、適切なケアマネジメントが推進されるよう検討していくことになりました。

この部会は松江市、松江市在宅医療・介護連携支援センターも参加されています。

そしてその活動の第一歩として研修会を企画致しました。

毎年開催されます医師とケアマネジャーの合同研修会の今年度のテーマを「サービス付き高齢者向け住宅における医療と介護の連携」とし、この研修会をきっかけとして地域包括ケアシステムに位置付けられている重要な住まいとして有効に活用できるように、議論や検討を重ねていきたいと思っております。

沢山の皆様のご参加をお待ちしております。



### 編集後記

今年も残すところあとわずかとなりました。皆さまにとってどんな1年だったでしょうか。医療・介護をとりまく制度や環境の変化はめまぐるしいですが、ケアマネジャーとして、利用者さんの人生に寄り添うことを、大切に続けたいですね。その為には自分も健康で、豊かな感性をもちたい…。来年こそは自分のケア(人生)プランをつくってみようと思う、今日この頃です。

新しい年も、皆様にとって良い1年になりますように…引き続き、「ケアマネかわら版」をよろしくお願い致します。



# らくらくタイコー

福祉用具レンタル・販売・住宅改修  
セーフティホーム 24

松江市北田町 63 番地 4

TEL0852-22-3553 FAX0852-22-3555

サービス付き高齢者向け住宅  
花きりんハウス 東出雲



## 現場力!!

〒699-0111 松江市東出雲町意宇南5-4-1  
TEL: 0852-67-5010 FAX: 0852-67-5011  
ホームページ: <http://hanakirin.net>

真  
明るい  
ありがたい



で介護をお手伝いする



福祉用具レンタル・販売・住宅改修

ジョイ・ケア たいよう 松江店

介護保険事業者番号 3270103090

〒699-0408 松江市宍道町昭和22

TEL 0852-67-3291

FAX 0852-67-3292